

## 福祉行財政と福祉計画

問題 42 社会福祉法に定める共同基金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 共同基金は、市町村の区域を単位として募集される。
- 2 共同基金を行う事業は、第二種社会福祉事業である。
- 3 共同基金会以外の者は、共同基金事業を行うことが禁止されている。
- 4 共同基金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外にも配分される。
- 5 国は、寄附金の配分について関与できる。

問題 43 地方公共団体に関わる社会保険等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 後期高齢者医療は都道府県が保険者となる。
- 2 後期高齢者医療の給付に要する費用の3分の2は、保険料で賄われている。
- 3 国民健康保険と健康保険との間では、財政調整は行われない。
- 4 介護保険では市町村で組織する広域連合が保険者となることができる。
- 5 介護保険の財源として、国は各保険者に対し介護給付及び予防給付に要する費用の25%を一律に負担する。

問題 44 社会福祉制度の利用に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童福祉法によれば、市町村は、児童養護施設への入所申請があった場合、入所の措置を採らなければならない。
- 2 子ども・子育て支援法によれば、認定子ども園を利用する場合、保護者は、市町村から支給認定を受けなければならない。
- 3 生活保護法によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請のあった日から七日以内に決定内容を申請者に通知しなければならない。
- 4 「障害者総合支援法」によれば、市町村は、介護給付費等を支給決定障害者等に代わって、指定障害福祉サービス事業者等に支払うことはできない。
- 5 介護保険法によれば、都道府県は、指定する介護老人福祉施設の行う介護福祉施設サービスの利用に対して、施設介護サービス費を支給しなければならない。

(注) 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

問題 45 社会福祉における専門職に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 知的障害者福祉司は、都道府県の設置する知的障害者更生相談所に配置されなければならない。
- 2 児童福祉司は、社会福祉士として2年以上児童福祉事業に従事した者のうちから任用しなければならない。
- 3 身体障害者福祉司は、市及び福祉事務所を設置する町村では、その設置する福祉事務所に配置されなければならない。
- 4 主任介護支援専門員は、保健師、社会福祉士と共に福祉事務所に配置されなければならない。
- 5 都道府県の社会福祉主事は、都道府県に設置する福祉事務所において、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に関する事務を行う。

問題 46 1990年(平成2年)以降の行財政等の動向に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 いわゆる福祉関係八法改正によって、自治体に地域福祉計画の策定が義務づけられた。
- 2 介護保険法の施行によって、新ゴールドプランが策定された。
- 3 「地方分権一括法」の施行によって、養護老人ホームへの入所措置は市町村の法定受託事務となった。
- 4 平成の大合併によって、市の数は減少した。
- 5 「三位一体の改革」によって、国庫補助金及び地方交付税が削減された。

(注) 1 「地方分権一括法」とは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことである。

- 2 「三位一体の改革」とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(いわゆる「骨太の方針2003」、平成15年6月27日閣議決定)などに基づいて行われた一連の地方財政改革をいう。

問題 47 福祉計画等の策定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市町村障害者計画と市町村障害福祉計画は、一体のものとして策定されなければならない。
- 2 市町村は、市町村障害福祉計画を定めたときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 市町村は、市町村老人福祉計画と市町村介護保険事業計画のうち、いずれか一つを策定すればよい。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、都道府県知事の定める基本指針に即して策定される。
- 5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

問題 48 介護保険事業支援計画の内容に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 各年度の介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数を定める。
- 2 各年度の認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数を定める。
- 3 各年度の地域包括支援センターの整備量を定める。
- 4 各年度の地域支援事業に関する見込量の確保のための方策を行う。
- 5 居宅要介護被保険者に係る医療との連携に関する事項の策定を行う。